

○建設コンサルタントの法的根拠～2004.9.30 小笠原康夫私案 CE 連盟初代幹事長(H13～H17)  
(小笠原康夫 元近畿建設局営繕部建築課長補佐 セントラルC(株)社長、会長)

背景

- ・建設コンサルタントは、建築士に比べて地位が低く、地位向上には、根拠法、それも制限法(ex. 建築基準、建築士法)が必要である。
- ・建設コンサルタントの根拠法を単に測量法等との並びでなく、社会資本整備の上流部を担いその質を左右する重要な役割を果たしているのだから、基本的な法律と資格法をセットで大きな枠組みの中で考えるべき。
- ・地方の自立が叫ばれる中で、全国的な社会資本整備の基本理念が確立されるべき。
- ・公共事業は、都市再生・PFI など民間活用で幅が広がってきている。
- ・社会資本整備の領域が公共の概念より広がってきている。
- ・インフラ基本法を制定し、インフラの基本理念、あり方を示すことが必要。
- ・地方の時代に建設コンサルタントは地方自治体のパートナーアドバイザーとして地域づくりに貢献する役割が期待されている。
- ・インハウスエンジニアが担ってきた役割が行政改革等によりアウトソーシングせざるを得ない状況にあり、地方の時代に建設コンサルタントは地方自治体のパートナーアドバイザーとして地域づくりに貢献する役割が期待されている。
- ・多様化する建設生産管理システムの中で調査・計画・設計・施工監理から全プロセスをマネジメントする役割を果たすことが建設コンサルタントに求められており、その法的根拠の確立が必要である。

インフラストラクチャー基本法（公共事業調達法？）の提案

- ・公共事業の進め方が多様化（説明責任・事業評価・コスト縮減、透明性確保、住民参加等）する中で、縦割りではなくインフラストラクチャー（以下、インフラと略す）整備の統合性が求められている。
- ・道路法、河川法、都市再開発法等インフラの多くの法律の中で、その基本理念を再構築し、その上流部を担う建設コンサルタントの資格法（登録制度の見直し）と絡んで横糸を通す法律を考えるべき。
- ・資格法は、建設コンサルタントが計画設計からマネジメントまで幅広い創造性が要求される業務を担当するので格調高い規定とすべき。
- ・資格法単独では機能しにくいので、上位法のインフラ基本法の中で規定しておくべき。
- ・インフラ基本法の中で、インフラの定義を明らかにし、調査計画設計から施工管理まで、更にマネジメント分野を含めた広義の意味の設計者(建設コンサルタント)について規定すべき。  
インフラ基本法：基本理念、インフラの定義、建設コンサルタント業務規程、公共事業調達に関する規程

課題

- ・法律を作るには膨大な作業が必要
- ・建設コンサルタント側からの提案
- ・インハウスエンジニアの権威の確保（建築の場合は巧妙にできている）
- ・国民の視点に立った提案